

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法整備と雇用の安定に関する意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、令和2年の総務省調査によると全国で70万人とされ、職種は事務職のほか保育士、看護師、医療技術者、各種相談員など多岐にわたり、地方行政の重要な担い手となっています。

平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部改正法」が成立し「会計年度任用職員」制度が導入され、非正規職員を法的に位置づけるとともに、賃金や休暇制度などにおいて正規職員との均等待遇が求められることとなりました。

そして、各種休暇制度などは一定程度改善しましたが、賃金面では、いわゆる「同一労働・同一賃金」の観点からは程遠い状況です。とりわけ短時間の会計年度任用職員には、法律上、期末手当しか支給できないことは大きな課題です。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善や雇用の安定が急務となっています。

よって、政府におかれましては、次のことが措置されるよう強く要望します。

- 1 各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
- 2 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月21日

尾道市議会

関係行政庁あて